

第7章 関係条例・要綱等

- 1 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 2 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則
- 3 青森市一般廃棄物処理施設条例
- 4 青森市一般廃棄物処理施設の受入時間及び休業日を定める規則
- 5 青森市ごみ問題対策市民会議会則
- 6 令和5年度資源物集団回収奨励金交付要綱
- 7 令和5年度青森市生ごみ処理機等購入助成金交付要綱
- 8 大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書
- 9 一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料の減免基準
- 10 青森市家庭ごみ収集場所の設置等に係る調整方針
- 11 青森地域広域事務組合同規約
- 12 黒石地区清掃施設組合同規約（抜粋）
- 13 黒石地区清掃施設組合同廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 14 黒石地区清掃施設組合同環境管理センター運営協議会設置条例

1 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成17年4月1日〕
条 例 第211号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 減量化及び資源化（第11条—第14条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第15条—第17条）
- 第4章 処理、処分及び収集手数料（第18条）
- 第5章 許可、検査等（第19条—第25条）
- 第6章 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第26条—第30条）
- 第7章 雑則（第31条—第33条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
 - 二 資源化 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、資源として利用することをいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、減量化及び資源化に努めるとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するように努めなければならない。

- 2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持（以下「減量化等」という。）に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、減量化等に関する市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、あらゆる施策を通じて、減量化等の推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、減量化等に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、減量化等に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
(相互協力)

第6条 市民、事業者及び市は、減量化等の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(清潔の保持)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物及びこれらの周囲の清潔を保持し、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市長の定める計画に従い大掃除を実施しなければならない。

3 土地の占有者は、当該地内にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理に努めなければならない。

4 土地又は建物の占有者は、犬、猫等の死体については、他の一般廃棄物と区分し、その処理方法について市長の指示を受けなければならない。

5 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

6 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

7 土木、建築等工事の施工者は、都市美観を汚損し、又は不法投棄を誘発しないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第8条 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、青森市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

一 市議会議員

二 学識経験者

三 各種団体の代表者

四 関係行政機関の職員

五 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進員)

第9条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進員を委嘱することができる。

2 環境事業推進員は、減量化等に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

(一般廃棄物処理計画)

第10条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

第2章 減量化及び資源化

(市民が行う減量化及び資源化)

- 第11条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡易な製品及び再生品を積極的に購入すること等により、減量化及び資源化に努めなければならない。
- 2 市民は、販売業者に返却することができる再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に定める再生資源をいう。以下同じ。）を販売業者に返却し、市民団体が行う再生資源の集団回収に協力すること等により、減量化及び資源化に努めなければならない。

(事業者が行う減量化及び資源化)

- 第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(市が行う減量化及び資源化)

- 第13条 市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(適正包装の推進)

- 第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理等)

- 第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）を自ら運搬し、又は処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従い、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。
- 3 市民は一般廃棄物の収集を受けるに際して、事業者は事業系一般廃棄物を廃棄物の収集又は運搬を業とする者に収集させるに際して、分別の方法、排出の方法等について市長の定める方法に従うとともに、その収集場所の清潔を保持しなければならない。

(排出禁止物等)

- 第16条 市民又は事業者は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。
- 一 有害性物質を含むもの
 - 二 著しく悪臭を発するもの
 - 三 危険性のあるもの
 - 四 容積又は重量が著しく大きいもの

- 五 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。
 - 3 市民又は事業者は、第1項各号に掲げる一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(製品等の適正処理の確保)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めること、その使用者に適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

第4章 処理、処分及び収集手数料

(一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料)

- 第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理、処分及び収集に関し、別表第1に定める金額を手数料として徴収する。
- 2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

第5章 許可、検査等

(許可証の交付)

第19条 法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項又は第15条の4の規定により許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第20条 前条の規定により許可証の交付を受けた者（第23条において「処理業者等」という。）は、許可証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに再交付の申請をしなければならない。

(施設及び器材等の検査)

- 第21条 法第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、処理に要する施設及び器材等について、年1回以上、市長が定める期日に検査を受けなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の検査のほか随時に検査をすることができる。
 - 3 市長は、第1項の検査に合格した一般廃棄物処理業者に対し、検査済証を交付する。
 - 4 一般廃棄物処理業者は、前項の検査済証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(施設又は器材等の使用禁止)

第22条 一般廃棄物処理業者は、前条の規定による検査に合格しない施設又は器材等を使用してはならない。

(業務の停止及び許可の取消し)

第23条 市長は、法に定めるもののほか、処理業者等がこの条例に違反したときは、期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

(浄化槽清掃業及び使用済自動車取引業等の許可等)

第24条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可に関しては、第19条から第22条までの規定を準用する。この場合において、第19条中「法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項又は第15条の4」とあるのは「浄化槽法第35条第1項」と、第21条第1項中「法第7条第1項又は第6項」とあるのは「浄化槽法第35条第1項」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「処理」とあるのは「浄化槽の清掃」と、同条第3項及び第4項並びに第22条中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第42条第1項若しくは第53条第1項又は第60条第1項、第67条第1項若しくは第70条第1項の規定による引取業若しくはフロン類回収業の登録又は解体業若しくは破砕業の許可に関しては、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条中「法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6又は第15条の4」とあるのは「自動車リサイクル法第42条第1項若しくは第53条第1項又は第60条第1項、第67条第1項若しくは第70条第1項」と、「許可証」とあるのは「登録通知書又は許可証」と、第20条中「許可証」とあるのは「登録通知書又は許可証」と読み替えるものとする。

(許可等の手数料)

第25条 市長は、地方自治法第227条の規定により、別表第2の上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者から、申請の際、同表の中欄に掲げる手数料として、同表の下欄に定める額を徴収する。

第6章 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続

(対象となる施設の種類)

第26条 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第9条の3第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下これらを「対象施設」という。)とする。

(調査書等の縦覧)

第27条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、調査書を縦覧に供する場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 対象施設の名称

- 二 対象施設の設置の場所
 - 三 対象施設の種類
 - 四 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
 - 五 対象施設の処理能力（対象施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - 六 実施した生活環境影響調査の項目
 - 七 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - 八 その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、縦覧に際しては、調査書のほか、対象施設に関する法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 縦覧は、規則で定める場所において、第1項の規定による告示の日から起算して30日間（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として第1項の規定による告示で指定する期間）行う。

（意見書の提出先及び提出期限）

- 第28条 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条第3項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して14日（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として前条第1項の規定による告示で指定する期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長に対する意見書の提出先は、規則で定める。

（受託者による生活環境影響調査の縦覧等の対象となる施設の種類の種類）

- 第28条の2 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者の生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者の調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「受託者施設」という。）とする。

（受託者の調査書等の縦覧）

- 第28条の3 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者の調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、受託者の調査書を縦覧に供する場所及び期間のほか、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。
- 一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 受託者施設の名称
 - 三 受託者施設の設置の場所
 - 四 受託者施設の種類の種類
 - 五 受託者施設において処理する一般廃棄物の種類の種類
 - 六 受託者施設の処理能力
 - 七 実施した生活環境影響調査の項目
 - 八 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先

- 九 その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。
- 一 前項の規定による届出があった事項
 - 二 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨及び意見書を提出する場合の提出期限
 - 三 その他市長が必要と認める事項
- 3 受託者は、縦覧に際しては、受託者の調査書のほか、受託者施設に関する法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 縦覧は、規則で定める場所において、第2項の規定による告示の日から起算して30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間行うものとする。

(受託者施設に係る意見書の提出先及び提出期限)

- 第28条の4 前条第2項の規定による告示があったときは、受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条第4項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として同条第2項の規定による告示で指定する期間を経過する日までに、受託者に意見書を提出することができる。
- 2 受託者に対する意見書の提出先は、規則で定める。

(環境影響評価との関係)

- 第29条 対象施設又は受託者施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び青森県環境影響評価条例（平成11年青森県条例第56号）の規定による環境影響評価その他の手続を経たものは、対象施設にあつては第27条及び第28条の手続を、受託者施設にあつては前2条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

- 第30条 市長は、対象施設又は受託者施設の設置又は変更に関し、生活環境影響調査又は受託者の生活環境影響調査を実施した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、対象施設にあつては調査書、第27条第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項の書類の写しを、受託者施設にあつては受託者の調査書、第28条の3第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第3項の書類の写しを送付し、当該区域における調査書等に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
- 一 対象施設又は受託者施設を他の市町村の区域に設置するとき。
 - 二 対象施設又は受託者施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、対象施設又は受託者施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域に、市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 雑則

(報告の徴収)

- 第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第32条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者の施設内で生計を営む者がいる場合の一般廃棄物については、合併前の青森市の区域内にあっては、当分の間、市長は、事業活動に伴う一般廃棄物と日常生活に伴って生ずる一般廃棄物との区別の困難性を考慮し、1回10キログラム以下の排出量に限り、一般廃棄物処理計画に従って処理することができる。
- 3 合併前の浪岡町の区域内の土地又は建物の占有者は、一時に50キログラム以上の一般廃棄物を排出したときは、当分の間、その処理方法について、市長の指示を受けなければならない。
- 4 第4章、第5章(第24条を除く。)及び第7章の規定は、当分の間、合併前の浪岡町の区域内において、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処理、処分及び収集を行う場合には、これを適用しない。
- 5 この条例の施行の日の前日までに、合併前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年青森市条例第34号)又は浪岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年浪岡町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月条例第63号)

(施行期日)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月条例第14号)

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月条例第30号)

(施行期日)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年12月条例第59号)抄

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する合併前の浪岡町の区域におけるし尿又は浄化槽汚泥の収集運搬に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定によりなされた一般廃棄物収集運搬業の許可及び浄化槽の清掃に係る浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可に係る許可証は、それぞれ当該許可証の許可期間の満了する日までの間、この条例による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 19 条の規定により交付された許可証とみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に到来する改正後の条例第 21 条第 1 項に規定する市長が定める期日までの間、し尿又は浄化槽汚泥の処理及び浄化槽の清掃に要する施設及び器材等の検査については、それぞれ同項の規定により検査がなされ、同条第三項の規定により検査済証が交付されたものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 2（39）の項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月条例第 2 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 第 16 条 第 50 条の規定による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第一の規定は、施行日以後に徴収すべき一般廃棄物の処理、処分及び収集に係る手数料について適用し、施行日前に徴収すべき一般廃棄物の処理、処分及び収集に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月条例第 13 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 18 条関係）

区分	処理内容	金額
事業系一般廃棄物（可燃物に限る。）	青森市一般廃棄物処理施設条例（平成 17 年青森市条例第 214 号。以下「処理施設条例」という。）第 3 条の青森市清掃工場（以下「清掃工場」という。）に搬入し、焼却処理する場合	10 キログラムまでごとに 110 円

事業系一般廃棄物（不燃物に限る。）	清掃工場に搬入し、破砕処理する場合	10キログラムまでごとに 110円
不燃物等	処理施設条例第3条の青森市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分する場合	10キログラムまでごとに 110円
粗大ごみ	収集する場合	一個につき820円

別表第2（第25条関係）

事務		許可等申請手数料	
		名称	金額
(1)	法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件につき3,000円
(2)	法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	1件につき3,000円
(3)	法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき3,000円
(4)	法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき3,000円
(5)	法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	イ 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき130,000円 ロ その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき110,000円
(6)	法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	イ 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき120,000円 ロ その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき100,000円
(7)	法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円

(8)	法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき20,000円
(9)	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき73,000円
(10)	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設合併等認可申請手数料	1件につき73,000円
(11)	法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき147,000円
(12)	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定事項変更認定申請手数料	1件につき134,000円
(13)	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
(14)	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき73,000円
(15)	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円
(16)	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき94,000円
(17)	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき71,000円
		産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき92,000円

(18)	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
(19)	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき74,000円
(20)	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円
(21)	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき95,000円
(22)	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき72,000円
		特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき95,000円
(23)	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	イ 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき140,000円 ロ その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき120,000円
(24)	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	イ 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき130,000円 ロ その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき110,000円
(25)	法第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円
(26)	法第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき20,000円

(27)	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき73,000円
(28)	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき73,000円
(29)	浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき3,000円
(30)	浄化槽清掃業の許可の更新の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可更新手数料	1件につき3,000円
(31)	自動車リサイクル法第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査	使用済自動車引取業登録申請手数料	1件につき4,000円
(32)	自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査	使用済自動車引取業登録更新申請手数料	1件につき4,000円
(33)	自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	使用済自動車フロン類回収業登録申請手数料	1件につき4,000円
(34)	自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	使用済自動車フロン類回収業登録更新申請手数料	1件につき4,000円
(35)	自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	使用済自動車解体業許可申請手数料	1件につき78,000円
(36)	自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	使用済自動車解体業許可更新申請手数料	1件につき70,000円
(37)	自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査	使用済自動車破碎業許可申請手数料	1件につき84,000円
(38)	自動車リサイクル法第67条第2項の規定に基づく破碎業の許可の更新の申請に対する審査	使用済自動車破碎業許可更新申請手数料	1件につき77,000円
(39)	自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	使用済自動車破碎業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき67,000円

(40)	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1件につき300円
(41)	第21条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査	施設検査手数料	1件につき600円
(42)	第21条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬用車両の検査	収集運搬用車両検査手数料	1件につき450円
(43)	第21条第4項の規定に基づく一般廃棄物処理施設検査済証の再交付	施設検査済証再交付手数料	1件につき300円
(44)	第21条第4項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬用車両検査済証の再交付	収集運搬用車両検査済証再交付手数料	1件につき220円

2 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

〔平成17年4月1日〕
規則第176号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年青森市条例第211号。以下「条例」という。）等の施行について必要な事項を定めるものとする。

(大掃除)

第2条 条例第7条第2項に規定する大掃除は、春秋2回実施するものとし、その日時及び区域その他必要な事項は、実施日の10日前までに告示するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 条例第8条第1項に規定する青森市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

(審議会の運営事項)

第6条 第3条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(環境事業推進員)

第7条 条例第9条第1項の規定による環境事業推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

一 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事項

二 一般廃棄物の分別及び適正な排出等の指導に関する事項

三 不法投棄の防止及び地域の清潔の保持に関する事項

四 その他一般廃棄物の適正処理に関する事項

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第18条第1項の規定による一般廃棄物の処理、処分又は収集に係る手数料（以下「処理等手数料」という。）については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による一般廃棄物の収集に係る手数料を徴収したときは、当該手数料を納付した者に対し、粗大ごみ収集手数料納付券（様式第1号）を交付する。

(手数料の減免)

第9条 条例第18条第2項の規定により一般廃棄物の処理等手数料を減免する者は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる保護を受けている者
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を含む。）を受けている者
- 三 その他市長が特別の理由があると認めた者

2 条例第18条第2項の規定による一般廃棄物の処理等手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理（処分、収集）手数料減免申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、一般廃棄物の処理又は処分に係る手数料の減免を承認したときにあつては一般廃棄物処理（処分）手数料減免承認書（様式第3号）を、一般廃棄物の収集に係る手数料の免除を承認したときにあつては粗大ごみ収集手数料免除券（様式第4号）を、申請者に対し交付するものとする。ただし、前項ただし書の場合については、この限りでない。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第10条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うこと（以下「一般廃棄物処理業」という。）についての許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可（更新）申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
- 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 四 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- 六 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 七 申請者が設立後3年を経過している法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対

照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八 申請者が設立後3年を経過していない法人である場合には、今後5年の事業収支計画を記載した書類

九 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十一 申請者が個人である場合には、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十二 申請者が法第7条第5項第4号ロからヌに該当しない者であることを誓約する書類

十三 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 申請者が法人である場合（申請者が未成年であって、その法定代理人が法人である場合を含む。）には、その役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

十五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名簿、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十六 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

十七 その他市長が必要と認める書類

2 法第7条の2第1項の規定により変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物許可事項変更申請書（様式第6号）に許可証の写しその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理施設設置の許可申請等）

第11条 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 法第9条第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第9号）によるものとする。

4 第1項及び第2項の申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第3条第5項及び第5条の3第3項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

三 申請者が法人である場合（申請者が未成年であって、その法定代理人が法人である場合を含む。）には、その役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

五 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

六 その他市長が必要と認める書類

- 5 市長は、申請者が法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可（当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この項（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項各号に掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（一般廃棄物処理施設の使用前検査申請）

第12条 法第8条の2第5項又は第9条第2項の規定による検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の定期検査申請等）

第12条の2 法第8条の2の2第1項の規定による検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第10号の2）を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第4条の4の4の規定による検査の結果の通知は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第10号の3）とする。

（一般廃棄物の最終処分場の状況報告等）

第13条 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第11号）とする。

- 2 法第9条第4項の規定による届出は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（様式第12号）によるものとする。

- 3 法第9条第5項の規定による確認を受けようとする者は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定申請書等）

第13条の2 法第9条の2の4第1項の規定による認定を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書（様式第13号の2）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（様式第13号の3）を交付するものとする。

- 3 政令第5条の5の規定による休廃止等の届出は、一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（様式第13号の4）によるものとする。

- 4 省令第5条の5の11第1項の規定による報告書は、一般廃棄物処理施設熱回収報告書（様式第13号の5）とする。

（一般廃棄物処理施設譲受け等の許可申請等）

第14条 法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第14号）に省令第5条の11第2項に掲げる書類のほか、第11条第4項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 法第9条の6第1項の規定により合併又は分割の認可申請を行おうとする者は、一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書（様式第15号）に省令第5条の12第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 一 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - イ その役員 of 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - ロ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - ハ 政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - イ その役員となる者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - ロ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者があるときは、これらの者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - ハ 申請者に政令第4条の7に規定する使用人となる者がある場合には、その者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 三 その他市長が必要と認める書類
- 3 法第9条の7第2項の規定による相続の届出は、一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第16号）に省令第6条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- 一 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 二 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 三 相続人に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 四 その他市長が必要と認める書類
- 4 第11条第5項の規定は、前3項の許可申請等について準用する。この場合において、第11条第5項中「申請者」とあるのは「申請者及び届出者」と、「この項（第14条第4項）」とあるのは「第11条第5項（この項）」と読み替えるものとする。

（許可証）

第15条 条例第19条に規定する許可証は、法第7条第1項若しくは第6項に規定する許可にあっては一般廃棄物処理業許可（更新）証（様式第17号）とし、法第7条の2第1項に規定する許可にあっては許可事項変更許可証（様式第18号）とし、法第8条第1項又は第9条第1項に規定する許可にあっては一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（様式第19号）とする。

（一般廃棄物処理業に係る変更等の届出）

- 第16条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業等変更届出書（様式第20号）又は一般廃棄物処理業等廃止届出書（様式第21号）に許可証の写しその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。
- 2 市長は、前項の届出により許可証の変更を必要とする場合は、許可事項変更許可証（様式第18号）を交付するものとする。

第17条から第19条まで 削除

(改善措置完了の届出)

第20条 法第9条の2第1項又は15条の2の7の規定により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設につき必要な改善命令を命じられた者は、その命令に基づき必要な改善措置が完了したときは、遅滞なく、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善措置完了届出書(様式第22号)に許可証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書等)

第21条 省令第12条の17の7第2項に規定する届出書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第23号)とする。

2 省令第12条の17の7第4項に規定する受理書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届受理書(様式第24号)とする。

3 省令第12条の17の7第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(様式第25号)によるものとする。

(再生利用個別指定業の指定等の申請)

第22条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により市長の指定(個別指定に限る。以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業者指定(更新)申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定の有効期間は、2年とする。

3 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、前項の有効期間が経過した後も引き続き再生利用個別指定業を営もうとするときは、当該有効期間が満了する前に、第1項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する指定又は指定の拒否の処分がなされないときは、従前の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 再生利用個別指定業者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第27号)を市長に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の範囲の一部を廃止するものであるときは、この限りでない。

6 第1項、第3項及び前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 取引関係を記載した書類

三 生活環境保全上の対策を記載した書類

四 事業の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

五 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

六 廃棄物の再生輸送(再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下この項において同じ。)を除く再生利用(以下この項において「再生活用」という。)において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

七 再生輸送を委託する場合にあっては、委託関係を記載した書類

八 再生輸送を業として行う者にあっては、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類

- 九 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 十 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 十一 申請者が設立後3年を経過している法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十二 申請者が設立後3年を経過していない法人である場合には、今後5年の事業収支計画を記載した書類
- 十三 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- 十六 取り扱う廃棄物が一般廃棄物である場合には申請者が法第7条第5項第4号ロからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面、取り扱う廃棄物が産業廃棄物である場合には申請者が法第14条第5項第2号ロからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 十七 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書）
- 十八 申請者が法人である場合（申請者が未成年であって、その法定代理人が法人である場合を含む。）には、その役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- 十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 二十 申請者に政令第4条の7又は政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- 二十一 その他市長が必要と認める書類

（指定証の交付等）

第23条 市長は、再生利用個別指定をするときは、再生利用個別指定業指定証（様式第28号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条の指定に生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（再生利用個別指定業者の遵守事項）

第24条 再生利用個別指定業者は、その業に使用する車両及び施設に指定を受けたことを示す表示をしなければならない。

2 再生利用個別指定業者は、毎事業年度開始前に事業計画書を、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第25条 市長は、再生利用個別指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

一 法第7条の3第1号若しくは第2号又は法第14条の3第1号若しくは第2号に該当するとき。

二 法第7条の4第1号又は第4条の3の2第1項第1号に該当するとき。

- 三 不正の手段により指定を受けたとき、又は法に基づく処分に違反したとき。
- 四 指定の際に付した条件に違反したとき。

(再生利用個別指定業に係る変更の届出等)

第26条 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに再生利用個別指定業変更届出書(様式第29号)に指定証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 事務所及び事業場の所在地
 - 三 第22条第6項第17号に規定する法定代理人
 - 四 第22条第6項第18号に規定する役員
 - 五 第22条第6項第19号に規定する株主又は出資者
 - 六 第22条第6項第20号に規定する使用人
 - 七 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模
 - 八 再生利用の目的
 - 九 再生利用の方法
 - 十 取引関係
- 2 市長は、前項の届出により指定証の書き換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用個別指定業に係る廃止等の届出)

第27条 再生利用個別指定業者は、当該指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用個別指定業廃止届出書(様式第30号)に指定証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第28条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可(更新)申請書(様式第31号)に環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図及び断面図並びに当該施設の付近の見取図
- 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- 四 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 五 申請者が設立後3年を経過している法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 六 申請者が設立後3年を経過していない法人である場合には、今後5年の事業収支計画を記載した書類
- 七 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八 申請者が個人である場合には、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書）

十 申請者が法人である場合（申請者が未成年であって、その法定代理人が法人である場合を含む。）には、その役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名簿、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十二 その他市長が必要と認める書類

2 条例第24条第1項において準用する条例第19条に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可（更新）証（様式第32号）とする。

3 浄化槽法第37条又は第38条の規定による届出は、一般廃棄物処理業等変更届出書（様式第20号）又は一般廃棄物処理業等廃止届出書（様式第21号）に許可証の写しその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

第29条 削除

（引取業等の登録の通知）

第30条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第44条第2項（自動車リサイクル法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、引取業登録通知書（様式第33号）による。

2 自動車リサイクル法第55条第2項（自動車リサイクル法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、フロン類回収業登録通知書（様式第34号）による。

（登録の拒否の通知）

第31条 自動車リサイクル法第45条第2項の規定による通知は、引取業登録拒否通知書（様式第35号）による。

2 自動車リサイクル法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業登録拒否通知書（様式第36号）による。

第32条 削除

（不許可の通知）

第33条 自動車リサイクル法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書（様式第37号）による。

2 自動車リサイクル法第619条第2項の規定による通知は、破砕業不許可通知書（様式第38号）による。

3 自動車リサイクル法第710条第2項の規定による通知は、破砕業変更不許可通知書（様式第39号）による。

(廃業等の届出)

第34条 自動車リサイクル法第48条第1項(自動車リサイクル法第59条において準用する場合を含む。)及び自動車リサイクル法第64条(自動車リサイクル法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、廃止届出書(様式第40号)によるものとする。

(許可の取消し及び事業の停止等)

第35条 法第7条の3、第7条の4、第14条の3、第14条の3の2、第14条の6、浄化槽法第41条第2項、自動車リサイクル法第51条第1項、第58条第1項、第66条(第72条において準用する場合を含む。)又は第25条の規定に基づき登録、許可又は指定の取消しをするときは登録・許可(指定)取消書(様式第41号)により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるときは事業停止命令書(様式第42号)により行う。

2 法第9条の2の2、第9条の2の4第5項、第15条の3又は第15条の3の3第5項の規定に基づいて許可の取消しをするときは許可(認定)取消書(様式第43号)により、法第9条の2若しくは第15条の2の6又は浄化槽法第12条第2項の規定に基づき改善を命ずるときは改善命令書(様式第44号)により、期間を定めて一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設又は浄化槽の使用の停止を命ずるときは使用停止命令書(様式第45号)により行う。

(廃棄物処理業者等の欠格要件該当に関する届出)

第36条 法第7条の2第4項、第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定による欠格要件に係る届出は、廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書(様式第46号)によるものとする。

2 法第9条第6項及び第15条の2の6第3項の規定による欠格要件に係る届出は、廃棄物処理施設設置に係る欠格要件該当届出書(様式第47号)によるものとする。

(許可証等の再交付申請等)

第37条 条例第20条(条例第24条において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交、第13条の2第2項の熱回収施設設置者認定証の再交付若しくは第23条第1項の再生利用個別指定業に係る指定証の再交付又は省令第12条の11の10の認定証の再交付の申請は、許可証等再交付申請書(様式第48号)により行うものとする。

2 前項の申請が許可証の汚損又は破損による場合は、当該許可証又は指定証を添えて行うものとする。

(許可証等の返還)

第38条 条例第19条(条例第24条において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付を受けた者又は再生利用個別指定業者(以下「処理業者等」という。)又は省令第12条の11の10の規定による認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証、認定証又は指定証(以下「許可証等」という。)を市長に返還しなければならない。

- 一 許可、認定又は再生利用個別指定業の指定(以下「許可等」という。)の有効期間が経過したとき。
- 二 事業の全部を休止し、又は事業の全部の停止を命じられたとき。
- 三 変更の許可(法第7条の2第1項の規定による許可を除く。)を受けたとき、又は変更の指定を受けたとき。
- 四 許可証等の記載内容の変更等により書換え交付を受けるとき。
- 五 許可等を取り消されたとき。

2 処理業者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに許可証等を市長に返還しなければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人

- 二 法人が合併により消滅した場合（法第9条の6（法第15条の4で準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた場合を除く。）その役員であった者
 - 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
 - 五 事業の全部を廃止した場合 処理業者等であった個人又は処理業者等であった法人の役員
- 3 処理業者等は、許可証等の再交付を受けた後、紛失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

（浄化槽設置届出書等の添付書類）

第39条 浄化槽法第5条第1項の規定による届出は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省建設省令第1号。以下「浄化槽規則」という。）第3条第1項又は第4条第1項の届出書に浄化槽規則第3条第2項又は第4条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 建築物及び浄化槽の配置図
- 二 建築物の各階平面図
- 三 給排水配管図
- 四 その他市長が必要と認める書類

（浄化槽の設置等の届出の受理書等の交付）

第40条 市長は、浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置等の届出を受けたときは、浄化槽設置（変更）届受理書（様式第49号）を当該届出をした者に交付するものとする。

- 2 浄化槽法第5条第2項の規定に基づき改善を勧告するときは浄化槽設置計画等改善勧告書（様式第50号）により行う。
- 3 浄化槽法第5条第3項の規定に基づき浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽設置計画等変更（廃止）命令書（様式第51号）により行う。

（建築確認申請による浄化槽の設置に対する通知）

第41条 市長は、浄化槽法第5条第1項ただし書の規定により申請を受けた建築確認申請の内容に支障がないと認められる場合は、浄化槽の管理に係る通知書（様式第52号）により当該申請者に通知するものとする。

（浄化槽台帳の整備）

第42条 市長は、前2条の規定に基づく浄化槽設置届受理書及び浄化槽の管理に係る通知書を交付したときは、遅滞なく、受理年月日及び受理番号又は受付年月日及び受付番号並びに届出があった事項を浄化槽台帳（様式第53号）及び浄化槽台帳1覧表（様式第54号）に登録しなければならない。

（浄化槽の使用開始報告書）

第43条 浄化槽法第10条の2第1項の規定による報告書は、浄化槽使用開始報告書（様式第55号）とする。

（技術管理者の変更の報告）

第44条 浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告書は、浄化槽技術管理者変更報告書（様式第56号）とする。

(浄化槽管理者の変更の報告)

第45条 浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式第57号)とする。

(最終処分場終了届出台帳)

第46条 法第19条の11第1項の台帳(以下「届出台帳」とする。)は、最終処分場埋立処分終了届出台帳(様式第58号)とする。

(処理業者等の遵守事項)

第47条 処理業者等は、法に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 従業員には、常に従業員証を所持させ、市職員又は廃棄物処理依頼者から要求されたときは、提示しなければならない。
- 二 浄化槽清掃業者は、技術管理者又は浄化槽管理士を業務に従事させなければならない。
- 三 許可証等は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(施設及び器材等の検査)

第48条 条例第21条第1項(条例第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、検査の日の7日前(その日が青森市の休日に関する条例(平成17年青森市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の翌日)までに施設及び機材等検査申請書(様式第59号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格した一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対し、施設及び器材等検査済証(様式第60号。以下「検査済証」という。)を交付する。
- 3 検査済証は、見やすい適当な場所に掲示しておかななければならない。
- 4 条例第21条第4項(条例第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定により検査済証の再交付を受けようとする者は、施設及び機材等検査済証再交付申請書(様式第61号)を市長に提出しなければならない。

(縦覧及び閲覧の手続)

第49条 生活環境影響調査の結果を記載した書類、条例第27条第2項及び第28条の3第3項に規定する書類(以下「縦覧書類」という。)を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、生活環境影響調査結果等縦覧申込書(様式第62号)を市長に提出しなければならない。

- 2 法第19条の11第3項の規定により届出台帳の閲覧をしようとする者は、最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(様式第63号)を市長に提出しなければならない。

(縦覧及び閲覧の場所)

第50条 条例第27条第3項の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 環境部清掃管理課
 - 二 その他市長が必要と認める場所
- 2 条例第28条の3第4項の規則で定める場所は、次のとおりとする。
 - 一 環境部清掃管理課
 - 二 受託者(条例第28条の3第1項に規定する受託者をいう。第54条第2項において同じ。)の主たる事務所
 - 三 その他市長が必要と認める場所

3 法第19条の11第3項の規定による届出台帳並びに自動車リサイクル法第47条（自動車リサイクル法第59条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿（以下これらを「登録簿等」という。）を閲覧に供する場所は、環境部廃棄物対策課とする。

（縦覧及び閲覧の日及び時間）

第51条 縦覧及び閲覧に供する日及び時間は、青森市の休日に関する条例第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までとする。

（縦覧者及び閲覧者の遵守事項）

第52条 縦覧者並びに法第19条の11第3項及び自動車リサイクル法第47条の規定により閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 縦覧書類又は登録簿等を縦覧又は閲覧の場所から持ち出さないこと。
- 二 縦覧書類又は登録簿等を汚損し、又は損傷しないこと。
- 三 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- 四 係員の指示があった場合には、これに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧又は閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第53条 条例第28条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
 - 二 対象施設の名称
 - 三 生活環境の保全上の見地からの意見
- 2 条例第28条の4第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
 - 二 受託者施設（条例第28条の2に規定する受託者施設をいう。）の名称
 - 三 生活環境の保全上の見地からの意見

（意見書の提出先）

第54条 条例第28条第2項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

- 一 環境部清掃管理課
- 二 その他市長が必要と認める市の機関

2 条例第28条の4第2項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

- 一 環境部清掃管理課
- 二 受託者の主たる事務所
- 三 その他市長が必要と認める市の機関

（報告）

第55条 一般廃棄物処理業者（し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する事業者に限る。）及び浄化槽清掃業者は、前月の実績を翌月10日までに、し尿を収集運搬する事業者にあつては一般廃棄物（し尿）処理実績報告書（様式第66号）を、浄化槽汚泥を収集運搬する事業者及び浄化槽清掃業者にあつては浄化槽清掃実績報告書（様式第67号）を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥を運搬する事業者を除く。）は、市長の指定する日までに、その前年度分における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の運搬又は処分に関し、一般

廃棄物の処理実績報告書(様式第68号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第56条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年青森市規則第23号)又は浪岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成8年浪岡町規則第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)(平成18年9月規則第84号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定める様式(以下「旧様式」という。)による申請書等は、この規則に改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年2月規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める様式(以下「旧様式」という。)による申請書等は、この規則による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年8月規則第74号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の青森市老人福祉法施行細則の規定、第2条の規定による改正後の青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の青森市公共下水道事業分担金条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定及び第5条の規定による改正後の青森市療育給付費用の徴収等に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第55条の規定による一般廃棄物の処理実績報告書の提出については、平成21年度分以後の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の運搬又は処分に関する報告書の提出について適用し、平成20年度分までの運搬又は処分に関する報告書の提出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める様式(以下「旧様式」という。)による報告書は、改正後の規則に定める相当様式による報告書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年3月規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める様式(以下「旧様式」という。)による申請書等は、この規則による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(平成24年3月規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(平成26年9月規則第31号)

(施行期日)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月規則第13号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月規則第11号)

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

する規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(令和元年5月規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和2年3月規則第3号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

3 青森市一般廃棄物処理施設条例

平成17年4月1日
条例第214号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森市清掃工場	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田241番地1
青森市一般廃棄物最終処分場	青森市大字岩渡字熊沢250番地

(施設の受入時間及び休業日)

第4条 処理施設の受入時間及び休業日は、使用者の利便性及び処理施設の運営の効率性を考慮し規則で定める。

(処理施設の使用)

第5条 処理施設を使用しようとする者は、市長の指示を受けなければならない。

(技術管理者)

第5条の2 市長は、処理施設に次の各号のいずれかの資格を有する技術管理者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条第1項に規定する技術管理者をいう。)を置く。

- 一 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- 二 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 2年以上廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- 四 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者)
- 七 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 八 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学

- 科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 九 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 十 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 十一 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(指定管理者による管理)

第6条 処理施設のうち、青森市一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年青森市条例第30号)に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の業務)

- 第7条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。
- 一 第五条の規定による最終処分場の使用に係る指示を行うこと。
 - 二 一般廃棄物の埋立処分に関すること。
 - 三 最終処分場の維持管理に関すること。
 - 四 その他市長が必要と認める業務

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の青森市一般廃棄物処理施設条例(昭和36年青森市条例第7号)の規定によりなされた許可等については、第4条の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月条例第21号)

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月条例第34号)

(施行期日)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月条例第15号)

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月条例第101号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 2 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年青森市条例第211号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 青森市一般廃棄物処理施設の受入時間及び休業日を定める規則

〔平成21年3月31日〕
規則第9号

- 1 青森市一般廃棄物処理施設条例(平成17年青森市条例第214号)第4条の規定による規則で定める受入時間及び休業日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。

一 青森市清掃工場

区分	受入時間	休業日
可燃ごみ 及び不燃 ごみ	8時30分から16時30分まで	日曜日及び1月1日から1月3日までの日

二 青森市一般廃棄物最終処分場

区分	受入時間		休業日
	月曜日から金曜日まで	土曜日	
不燃ごみ 及び粗大 ごみ	8時30分から 16時まで	8時30分から 11時30分 まで	日曜日、祝日法に規定する休日(土曜日に当たる休日を除く。)及び12月31日から翌年の1月3日までの日

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受入時間を変更し、休業日においても受入れし、又は休業日以外の日においても休業することがある。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月規則第24号)

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月規則第35号)

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

5 青森市ごみ問題対策市民会議会則

(名称)

第1条 本会は、青森市ごみ問題対策市民会議（以下「市民会議」という。）という。

(目的)

第2条 市民会議は、会員相互の密接な連携を図り、地域におけるごみ問題に対する実践活動を通して、明るくきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ごみ減量、資源回収運動の働きかけ及び実施団体に対する助言と協力
- (2) ごみ収集場所の管理の指導－正しいごみ出し運動の推進
- (3) ごみの不法投棄の監視
- (4) 地域住民に対するごみ問題についての啓発活動
- (5) 実践発表会、意見交換会等の開催
- (6) 印刷物の発行及び配布
- (7) 青森市が実施するごみ問題に関する研修会、その他の事業への参画
- (8) 過剰包装追放、事業系ごみ減量の推進
- (9) 清掃美化活動やごみの減量化及び資源化、又は地域の環境保全に努め、功績のあった者及び団体に対する表彰
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 市民会議は、次の会員により構成する。

- (1) 町会長及び各町会から選出された者
- (2) 市民会議の趣旨に賛同する個人及び各種団体から選出された者

(役員)

第5条 市民会議に次の役員をおく。

会	長	1名
副	会 長	7名
監	事	2名
幹	事	60名以内

- 2 会長は、青森市町会連合会会長をもって充てる。
- 3 副会長は、ブロック長をもって充てる。
- 4 監事は、会長、副会長及び幹事以外の者をもって充てる。
- 5 幹事は、つぎのとおりとする。
 - (1) 東部、西部、南部、北部及び中部ブロックにおいては、地区長をもって充てる。
 - (2) 浪岡ブロックにおいては、地区長及び副地区長をもって充てる。
 - (3) サークルブロックにおいては、各団体の代表者とする。
 - (4) その他会長が指名するものとする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。

(会議)

第7条 市民会議の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会及び幹事会は、会長が招集する。ただし、総会は毎年5月に開催する。
- 3 総会及び幹事会は、会長が会議の議長となる。
- 4 総会は出席会員の、幹事会は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ブロック会)

第8条 市民会議は、第3条に定める事業を遂行するためつぎのとおりブロック会をおく。

- (1) 旧青森市においては、青森市町会連合会地域協議会の区分に従い、それぞれ東部ブロック、西部ブロック、南部ブロック、北部ブロック及び中部ブロックをおく。
- (2) 旧浪岡町においては、浪岡ブロックをおく。
- (3) 各団体により構成されるサークルブロックをおく。
- 2 ブロック会を構成する者は、つぎのとおりとする。
 - (1) 旧青森市における各ブロック会においては、各地区の地区長及び副地区長並びに青森市町会連合会地域協議会の副会長とする。
 - (2) 旧浪岡町においては、青森市浪岡町内会連合会の役員とする。
 - (3) サークルブロックにおいては、各団体の代表者とする。
- 3 ブロック会につぎのとおりブロック長、副ブロック長を置く。
 - (1) 旧青森市における各ブロック会においては、ブロック長は、青森市町会連合会各地域協議会の会長とし、副ブロック長は、青森市町会連合会各地域協議会の副会長とする。
 - (2) 浪岡ブロックにおいては、ブロック長は、青森市浪岡町内会連合会の会長とし、副ブロック長は、青森市浪岡町内会連合会の副会長とする。
 - (3) サークルブロックにおいては、ブロック長1名、副ブロック長1名を置き、ブロック会員の互選により定める。また、任期については、ブロック長及び副ブロック長とも2年とする。
- 4 ブロック会は、事業の企画立案を行う。

(地区会)

第9条 市民会議は、第3条に定める事業を遂行するためつぎのとおり、地区会をおく。

- (1) 旧青森市における各ブロック会においては、青森市町会連合会各地区連合町会の区分により地区会をおく。
- (2) 浪岡ブロックは、1地区とする。
- (3) サークルブロックにおいては、各団体ごとにそれぞれ地区会に相当するものとする。
- 2 地区会を構成するものは、各地区の町会長とする。
- 3 地区会につぎのとおり地区長、副地区長を置く。
 - (1) 旧青森市においては、地区長については、青森市町会連合会の各地区連合町会の会長とし、副地区長は青森市町会連合会各地区連合町会の理事とする。
 - (2) 浪岡ブロックにおいては、地区長については、ブロック長とし、副地区長については、副ブロック長とする。

4 地区会は、事業の実施を行う。

(三役会)

第10条 市民会議は、第3条に定める事業を遂行するため会長、副会長及び事務局長からなる三役会をおく。三役会は必要に応じて随時開催する。

(事務局及び事務局長)

第11条 市民会議の事務を処理するため清掃管理課に事務局をおく。

2 事務局長は、清掃管理課長とし、事務局の事務を掌理する。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 市民会議の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、会長が幹事会の承認を得て別に定める。

附 則

(実施期日)

この会則は、昭和60年11月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

この会則は、昭和62年6月2日から実施する。

附 則

(実施期日)

この会則は、平成17年5月30日から実施する。

附 則

(実施期日)

この会則は、平成21年5月29日から実施する。

附 則

(実施期日)

この会則は、平成29年6月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

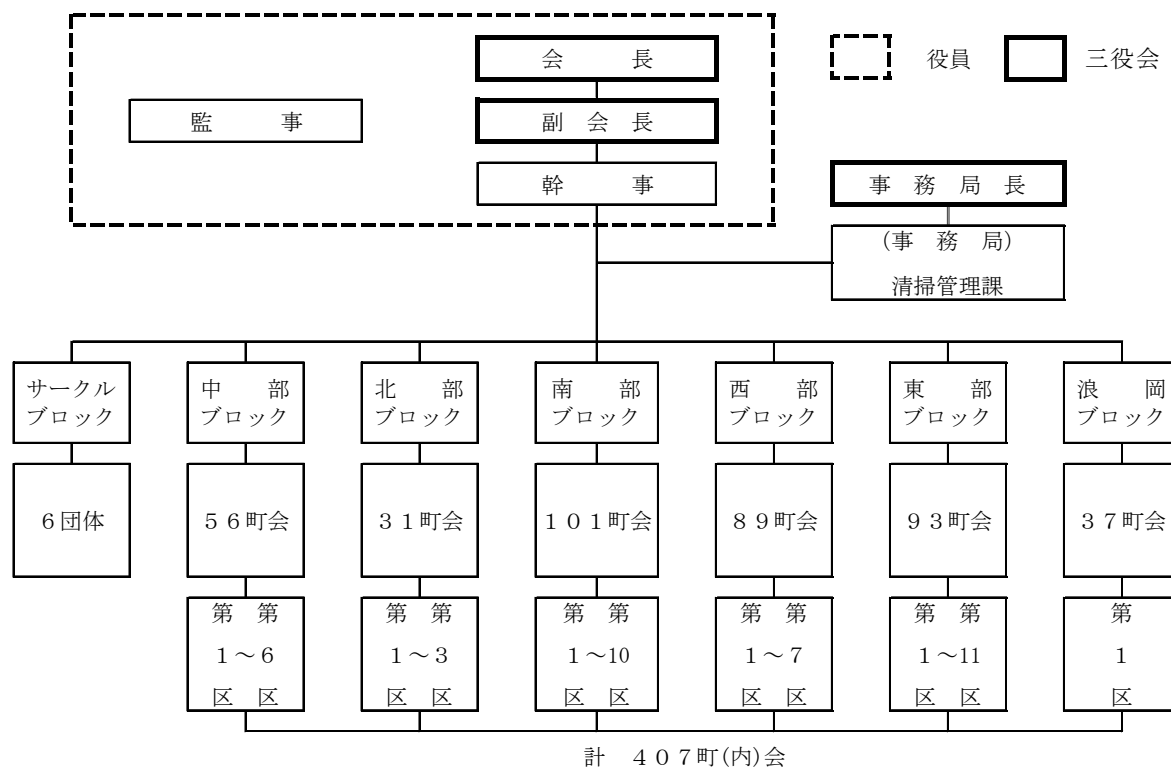
この会則は、平成30年5月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

この会則は、令和元年5月23日から実施する。

青森市ごみ問題対策市民会議組織図



※青森市ごみ問題対策市民会議の事務局は、清掃管理課内におく。

6 令和5年度資源物集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量化を図るため、資源物の集団回収（以下「集団回収」という。）を行う市内の住民で組織する団体（以下「団体」という。）に対して、当該年度の予算の範囲内において資源物集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって本市の環境の保全に資することを目的とする。

(交付対象資源物)

第2条 奨励金の交付対象となる資源物（以下「資源物」という。）は、次の各号に掲げるものとし、再利用又は再生利用をすることが可能であり、本市に所在する家庭から排出されるものとする。

(1) 古紙類

- ア 新聞、折込広告
- イ 雑誌・紙箱・包装紙
- ウ 段ボール
- エ 紙パック

(2) 空き缶類

- ア スチール缶
- イ アルミ缶
- ウ くず鉄・ブリキ・銅

(3) 生きびん類

- ア 一升びん
- イ ビールびん
- ウ プラスチックびんケース

(4) 古布類

(登録申請)

第3条 集団回収を行おうとする団体（この要綱の実施の際現にこの要綱と同様の制度に基づき青森市資源物集団回収団体としての登録を受けている団体を除く。）は、あらかじめ、青森市資源物集団回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた団体（この要綱の実施の際現にこの要綱と同様の制度に基づき青森市資源物集団回収団体としての登録を受けている団体を含む。）は、登録内容に変更があったときは、青森市資源物集団回収実施団体変更届出書（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(回収方法及び奨励金の額)

第4条 団体は、資源物を回収したときは、当該資源物を取引業者（以下「業者」という。）に売り渡すものとする。

2 前項の規定により団体が資源物を業者に売り渡したときは、当該資源物1キログラム当たり4円の奨励金を当該団体に交付するものとする。この場合において、空きびんを売り渡した場合の奨励金の額の算定にあつては、当該空きびんをキログラムに換算する（小数点以下は四捨五入する）ものとし、その換算率は次に定めるところによる。

- (1) 容量1.0リットル以上1.8リットル以下の瓶は、1本につき1キログラムとする。
- (2) 容量0.6リットル以上1.0リットル未満の瓶は、1本につき0.5キログラムとする。
- (3) 容量0.6リットル未満の瓶は、1本につき0.4キログラムとする。

(4) 一升びんケース及びビールびんケースは、1個につき1キログラムとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体は、業者が証する資源物買取り明細書(様式第3号)を青森市資源物集団回収奨励金交付申請書(実績報告書)(様式第4号)に添えて市長に提出するものとする。ただし、3月分については、翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請された日の属する月の翌月末日までに奨励金を交付するものとする。

2 奨励金は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間で団体の集団回収により回収された資源物に対し交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が申請書に虚偽の記載をし、又は不正の行為があると認めるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

7 令和5年度青森市生ごみ処理機等購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のごみの減量化に対する意識の高揚を図るため、家庭から発生する生ごみを減量化及び堆肥化するための生ごみ処理機又は生ごみ処理機で使用する発酵促進剤等の消耗品（以下「生ごみ処理機等」という。）を購入する者に対し、当該年度の予算の範囲内において助成金を交付し、もって本市の環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ処理機」とは、土中等にいる微生物や小動物の働き等を利用し、生ごみを分解させて減量化及び堆肥化するための専用機器であって、環境衛生上の問題の発生しない構造及び材質のものをいう。

(助成金の交付要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件を満たす者であって、生ごみ処理機等を購入したものに対し、助成金を交付する。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 市税に未納の額がないこと又は次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。
 - イ 前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。
 - ウ イの場合において、分割納付の覆行を怠ったことがないこと。
- (3) 生ごみ処理機を良好な状況で維持管理できること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、生ごみ処理機等の購入に要する経費（配達料等を除く。）とし、助成金の額は、生ごみ処理機等の購入金額の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と3,000円を比していずれか低い額とする。

2 助成金の交付は、1世帯につき、1回を限度とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機等購入助成金交付申請書（様式第1号）に住民票及び納税証明書（申請者が転入によりいまだ納税証明書の発行対象となっていないときは住民票のみ）又は住民登録情報確認同意書及び税情報確認同意書を添え、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において助成金の交付を決定したときは、生ごみ処理機等購入助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその決定内容を通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 申請者は、前条第2項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容に不服があるときは、書面により申請の取下げをすることができるものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(生ごみ処理機等の購入報告)

- 第8条 第6条第2項の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知の日から2ヶ月を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに生ごみ処理機等を購入し、購入後速やかに、生ごみ処理機等購入報告書(様式第3号)に購入者の氏名、購入した生ごみ処理機等の種類、個数、購入金額、購入先及び購入年月日が明らかとなる書類を添え、市長に購入報告をするものとする。
- 2 交付決定者が、前項に定める期間内に生ごみ処理機等を購入しなかったときは、当該助成金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(助成金の額の確定)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、助成金交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の交付額を確定し、生ごみ処理機等購入助成金交付額確定通知書(様式第4号)により当該報告者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第10条 市長は、前条の規定による助成金の交付額の確定後、生ごみ処理機等購入助成金請求書(様式第5号)による請求に基づき、当該請求者に助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し等)

- 第11条 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることがある。

(アンケートへの協力)

- 第12条 交付決定者は、市が実施するごみ減量化・資源化に関するアンケートに協力するものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

8 大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書

青森市（以下「甲」という。）と青森市アメニティ事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、青森市内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の収集・運搬について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大規模災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等の災害により大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条により定める一般廃棄物処理計画に規定する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、大規模災害の発生に伴い緊急に収集・運搬する必要があるものをいう。

（災害廃棄物の収集・運搬業務の範囲）

第3条 この協定により甲が乙に協力を要請できる災害廃棄物の収集・運搬業務（以下「業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- （1）災害廃棄物の収集
- （2）甲が指定する場所への災害廃棄物の運搬
- （3）前2号に付随するもので、甲が必要と認める事項

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し、災害廃棄物の収集・運搬を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により協力を要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害廃棄物収集・運搬を必要とする理由
- （2）災害廃棄物収集・運搬の実施期間
- （3）災害廃棄物収集・運搬の実施地区
- （4）災害廃棄物収集・運搬の実施内容
- （5）その他災害廃棄物収集・運搬の実施に必要な事項

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、特別な事情が無い限り、甲の指示に従い速やかに必要な人員、車両、資機材等を調達し、業務を実施するものとする。

2 業務のうち、法令の定めるところにより許可が必要となるものについては、乙は許可を受けている乙の構成会員事業所を当該業務に従事させるものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害廃棄物収集・運搬の実施期間
- (2) 災害廃棄物の収集場所
- (3) 災害廃棄物の運搬場所
- (4) 災害廃棄物の種類
- (5) 収集・運搬構成会員事業所名、収集・運搬車両番号、業務従事者数
- (6) 前5号に掲げるもののほか、必要な事項

(費用の負担)

第7条 第4条に規定する甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、業務実施30日を限度に、乙が負担するものとする。ただし、業務実施期間が30日を超える場合には、車両燃料代等の費用負担について、甲乙が改めて協議する。

(事故等の報告)

第8条 乙は、業務実施の際、従事車両による事故等が発生したときは、速やかに甲に対し当該事故等の状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、業務実施のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、当該車両の運転者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、その責めに帰する理由により、業務実施のため乙の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、乙の従事者について、業務の実施に当たり、当該従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、青森市消防団員等公務災害補償条例(平成17年青森市条例第228号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(連絡責任者)

第12条 災害廃棄物の収集・運搬に関する連絡を円滑に行うため、甲乙相互の連絡責任者を定めるものとする。

(情報の提供)

第13条 乙は、業務の従事において得た被害情報等について、積極的に甲に情報提供するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときは、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 7 月 23 日

甲 青森市中央一丁目 22 番 5 号

青森市長 鹿内 博

乙 青森市本町二丁目 9 番 17 号
青森市アメニティ事業協同組合

理 事 長 木村 英敬

大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 協定第4条に規定する文書は、様式第1号のとおりとする。

(報告)

第3条 協定第6条に規定する文書は、様式第2号のとおりとする。

(連絡責任者)

第4条 協定第12条に規定する甲及び乙の連絡責任者は、次のとおりとする。

機関	連絡責任者	電話番号
甲	環境部清掃事業所清掃管理課長	電話 017-718-1179 FAX 017-718-1187
乙	事務局 長	電話 017-734-6050 FAX 017-734-6057

(防災訓練の実施)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく災害廃棄物の収集・運搬が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(実施日)

第6条 この実施細目は、平成22年7月23日から実施する。

災害廃棄物の収集・運搬要請書

青森市アメニティ事業協同組合
理事長 様

青森市長

「大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書」に基づき、下記のとおり災害廃棄物の収集・運搬を要請します。

記

1. 連絡責任者		
2. 連絡先	電話 017-	
	FAX 017-	
3. 収集・運搬を必要とする理由		
4. 収集・運搬の実施期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
5. 収集・運搬の実施地区		
6. 収集・運搬の実施内容		
7. その他収集・運搬業務の実施に必要な事項		
	整理番号	

災害廃棄物の収集・運搬報告書

青森市長

様

青森市アメニティ事業協同組合

理事長

「大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書」に基づき、下記のとおり災害廃棄物収集・運搬を実施しましたので報告します。

記

1. 連絡責任者	
2. 連絡先	電話 017- FAX 017-
3. 収集・運搬の実施期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
4. 災害廃棄物の収集場所	
5. 災害廃棄物の運搬場所	
6. 収集・運搬した災害廃棄物の種類	
7. 収集・運搬構成会員事業所名	
8. 収集・運搬車両番号(許可番号)	
9. 業務従事者数	名
10. その他	
	整理番号

9 一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料の減免基準

(平成17年4月1日策定、平成21年4月1日一部改正
平成26年10月1日一部改正)

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条及び同規則第9条の規定により、一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料を減免する場合の基準は、次のとおりとする。

なお、本基準における火災・天災その他の災害については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに災害救助に関する青森県の規則、規程・要綱、及び青森市災害救護条例（平成17年4月1日条例第32号）の適用を受けない災害等とする。

1. 次に掲げる者より生じた一般廃棄物を市の処理施設に持ち込む場合の処理、処分手数料及び粗大ごみの収集手数料を減免することとする。
 - (1) 「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる保護を受けている者。
 - (2) 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を含む）を受けている者。
2. 次に掲げる一般廃棄物については、処理、処分手数料を減免することとする。
 - (1) 町内会住民・学校関係者・事業所従業員等のボランティア活動により回収された一般廃棄物。
 - (2) 不法投棄された一般廃棄物のうち、事件性が無いもの及び投棄者が特定できないものとして警察により判断された一般廃棄物。
 - (3) 不法投棄された一般廃棄物のうち、土地の所有者や管理者による処分が困難なもの。
 - (4) 道路、公園等公共的な場所に不法投棄された一般廃棄物。
 - (5) 町会住民等が自ら行う、家庭ごみ収集場所の解体作業に伴い発生した一般廃棄物。
3. 火災によりり災した住家及びそこで使用されていた動産類等の一般廃棄物については、り災者本人及びその家族若しくは委任を受けた者の申請に限り、次のとおり市の処理施設に持ち込む場合の処理・処分手数料を減免することとし、当該減免の申請に当たっては、減免申請書にり災証明書を添付のうえ、市へ提出することとする。
 - (1) 減免対象となるり災住家は、現実に居住のために使用している住宅建物のみとし、当該手数料は免除する。
 - (2) り災した住宅建物が住家兼店舗の場合には、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の排出量の割合を確認し、それに基づき減免割合を求めることとする。
ただし、廃棄物の排出量の割合が算出できない場合は、建築物の延床面積のうち住居の用に供していた部分の床面積を算出し、床面積の按分により減免割合を求めることができる（住家部分の割合が小数点を含む場合は、小数点以下を切り上げとする。）。

- (3) り災した空き家等の非住家、並びにアパート・賃貸住宅・従業員寮・社宅など事業の用に供する住宅建物の解体等に伴い発生する一般廃棄物は、減免の対象とはしない。ただし、アパート等の住人個々が自らの日常生活の用に供していた動産類のうち、り災により処分する一般廃棄物については、当該手数料を免除する。また、賃貸住宅の借主がり災全てについて責任を持ち処分対応する場合には、住宅建物の解体等に伴い発生する一般廃棄物も、当該手数料を免除する。
- (4) 減免対象となる火災（消火活動に伴う水損も含む）による一般廃棄物は、次のとおりとする。
- ①家財道具（家具類、食器類、衣料寝具類、玩具類、室内装飾品類、日用品類、家電リサイクル法対象特定家電製品以外の家電製品）。
 - ②畳・襖・障子等の建具類。
 - ③自転車、スキー等のスポーツ用品類。
 - ④灰。
 - ⑤指定引き取り場所又は中間処理施設において、損壊・損傷等によりリサイクル不可能として引き取りを拒否された家電リサイクル法対象特定家電製品。
 - ⑥金属くず取扱業者から引き取りを拒否された金属くず。
 - ⑦火災により焼け落ちる等した屋根、外壁、内壁、柱、ビニールクロス、石膏ボードなど。ただし、建設リサイクル法の対象となるものは除く。
 - ⑧タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、ホームタンク、ボイラー、バイク、庭石、土、ペンキ・シンナー・廃油等、市で処分しないものは除く。
- (5) り災した住宅建物の解体・撤去・運搬にあたっては、次のものを減免の対象とすることとする。
- ①り災者本人及び友人・知人・町会など関係者のボランティアにより、自己処理されたもの。
 - ②り災住宅建物は、災害時の応急対策の観点から近隣住民や通行者等へ被害が及ばないよう、り災者による適正かつ速やかな処分対応が必要となるため、り災者が業者へ解体・撤去作業を委託した場合において前述の「3. (4)」の内容を満たすものであれば、青森市地域防災計画に基づく火災（天災その他災害も含む）による「災害ごみ」としてみなし、減免の対象とする。
 - ③市の処理施設への運搬が、自己搬入（り災者及びその関係者が運搬車両の運転者、または同乗しても可）によるもの。
 - ④市の処理施設への運搬が、収集運搬許可業者への運搬委託によるもので、事前に「災害ごみ搬入依頼調書（様式1）」による届出がなされたもの。
4. 天災その他の災害により発生した次の一般廃棄物については、り災者本人及びその家族若しくは委任を受けた者の申請に限り、次のとおり市の処理施設に持ち込む場合の処理・処分手数料を減免することとし、当該減免の申請に当たっては、減免申請書にり災証明書等を添付のうえ、市へ提出することとする。
- (1) 前述「3. (4)、(5)」に該当するものについては、減免の対象とすることとする。

10 青森市家庭ごみ収集場所の設置等に係る調整方針

1. 目的

本方針は、市民の良好な生活環境の保全、及びごみ収集作業の安全性と効率性を確保するため、町会・町内会等、任意の住民組織による家庭ごみ収集場所の設置または移転（以下「設置等」という。）について、その調整を図るうえでの目安として定めるものである。

2. 家庭ごみ収集場所の設置等に係る責任

家庭ごみ収集場所は、当該収集場所を利用しようとする住民組織が自ら設置するものであり、利用者相互の協力により、住民組織及び利用する住民が自らの責任のもとで維持管理し、環境美化に努めるものとする。

3. 家庭ごみ収集場所の設置等に係る協議

- (1) 家庭ごみ収集場所の設置等に係る協議は、当該収集場所を利用する住民組織の代表者（町会長・町内会長等）または管理者が行うものとする。
- (2) 家庭ごみ収集場所の設置等に係る協議は、その設置等を希望する日の15日前までに、青森地区においては清掃管理課、浪岡地区においては浪岡振興部市民課に協議書を提出して行うものとする。ただし、マンション・アパート等の集合住宅については、当該建築物に係る建築確認を受ける時点で行うものとする。
- (3) 市は、家庭ごみ収集場所の設置等に係る協議があった場合には、次項に掲げる諸要件に適合するかどうかを判断したうえで、その適否について回答するものとする。
- (4) 本項(1)から(3)の規定は、廃止の場合についても準用することとする。

4. 家庭ごみ収集場所の設置等に係る要件

- (1) 家庭ごみ収集場所は、原則として、次の各号の要件を満たす場合に設置等を行うことができるものとする。
 - ① 収集車の安全な通行が可能な、概ね幅員6m以上の道路に面していること
 - ② 道路交通法等関係法令等に違反することなくごみ収集作業ができること
 - ③ 著しく他の車両の交通の妨げにならないこと
 - ④ ごみ収集作業の安全が確保できること
 - ⑤ 当該土地の所有者または管理者及び近隣住民の了解を得ていること
- (2) 家庭ごみ収集場所は、原則として、概ね20世帯から30世帯につき1か所を目安として設置することができるものとする。ただし、浪岡地区の資源物専用収集場所については、原則として、概ね70世帯から80世帯につき1か所を目安とすることとする。
- (3) マンション・アパート等の集合住宅に関しては、協議を行い、原則として、道路に面した当該敷地内に設置するものとする。ただし、当該地域の住民組織が設置・管理する家庭ごみ収集場所の利用について、当該住民組織の代表者（町会長・町内会長等）から了承を得ている場合は、この限りでない。

1 1 青森地域広域事務組合規約

平成3年2月1日
青森県知事指令第440号

(名称)

第1条 この組合は、青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める市町村に係る事務を共同処理する。

1 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務	青森市
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務	平内町 外ヶ浜町
3 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	今別町 蓬田村
4 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）	
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
6 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に定める火葬場の設置及び管理に関する事務	外ヶ浜町 今別町 蓬田村
7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の処分に関する事務	外ヶ浜町 今別町
8 浅虫夏泊県立自然公園地区の観光整備に関する事務	青森市 平内町

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、青森市長島2丁目1番1号に置く。

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、17人とし、関係市町村の議会の議員のうちから、次によりそれぞれの議会において選挙する。

- 一 青森市 9人
- 二 平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村 各2人

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市町村の議会において、速やかに補欠選挙をしなければならない。
- 3 組合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に、管理者1人、代表副管理者1人、副管理者(代表副管理者を含む。)4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、青森市長をもって充てる。

3 代表副管理者は、東津軽郡町村会会長の職にある者をもって充てる。

4 副管理者は、管理者及び代表副管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

5 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(管理者、代表副管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長としての任期による。

2 代表副管理者の任期は、東津軽郡町村会会長としての任期による。

(管理者、代表副管理者、副管理者及び会計管理者の職務)

第11条 管理者は、組合を統括し、及び代表するとともに、組合の事務を管理し、及び執行する。

2 代表副管理者及び副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、代表副管理者がその職務を代理する。

3 管理者及び代表副管理者にともに事故があるとき、又は管理者及び代表副管理者がともに欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序により副管理者がその職務を代理する。

4 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第13条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。

3 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町村の負担金又は分担金、補助金、国県支出金、使用料及び手数料その他の収入をもって充てる。

2 前項の関係市町村の負担金又は分担金の負担割合は、条例で定める。ただし、施設の建設費等

に係る負担については、組合の議会において、別に定めるものとする。

(基金の設置)

第15条 関係市町村の一体的な振興を図るため、条例で定めるところにより、基金を設置する。

2 基金は、関係市町村からの出資金及び青森県からの助成金により積み立てるものとする。

(出資金の額)

第16条 関係市町村の出資金の額は、別表のとおりとする。

(処分の制限)

第17条 基金に積み立てた関係市町村からの出資金及び青森県からの助成金に相当する額は、処分することができない。

(基金財産に対する関係市町村の権利)

第18条 組合が解散する場合又は組合から脱退する場合の基金に属する財産に対する関係市町村の権利は、関係市町村の出資の割合による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成3年2月1日から施行する。

(事務の承継等)

2 組合は、平成3年1月31日をもって解散する浅虫夏泊観光事務組合、青森・平内地区環境整備組合、蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の許可に関する事務を除く。）を承継するものとする。

3 平成3年1月31日において蟹田地区環境整備事務組合及び今別・三厩地区環境整備事務組合の採用による職員であった者は、引き続き組合の職員となるものとする。

附 則（平成3年10月指令第4350号）

(施行期日)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成6年3月指令第1041号）

(施行期日)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年10月指令第3241号）

(施行期日)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年4月指令第1466号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年5月指令第1073号）

(施行期日等)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の青森地域広域事務組合同規約第3条の表第6号の規定は平成14年12月1日から、同表第8号の規定は平成12年

10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月指令第939号）

（施行期日）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月指令第237号）

（施行期日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月指令第2298号）

（施行期日）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月県知事指令第2543号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
（事務の承継等に関する経過措置）
- 2 青森地域広域事務組合（以下「組合」という。）は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の事務の全てを承継するものとする。
- 3 施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の管理者が調整した決算については、組合の監査委員が審査を行い、これを組合の議会の認定に付し、組合の管理者が当該認定に付した決算の要領を住民に公表するものとする。
- 4 施行日の前日において青森地域広域消防事務組合の採用による職員であった者は、施行日以後引き続き組合の職員となるものとする。
- 5 この規約の施行の際現に施行日の前日をもって解散した青森地域広域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等のうち、その改修又は除却が容易でないと組合の管理者が認めるものについては、当分の間、これら青森地域広域消防事務組合の名称が表示されている車両、看板等を青森地域広域事務組合の名称が表示されているものとみなして使用することができる。

附 則（平成29年7月青森県知事指令第1774号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

別表（第16条関係）

市町村名	出資金の額（千円）
青森市	712,350
平内町	62,820
外ヶ浜町	104,580
今別町	38,790
蓬田村	34,830
合計	953,370

12 黒石地区清掃施設組合同規約（抜粋）

（昭和37年2月20日許可）

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、黒石地区清掃施設組合という。

（組合の組織）

第2条 この組合は、黒石市、青森市、平川市、藤崎町及び田舎館村（以下「加入市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務及び区域）

第3条 この組合の共同処理する事務は、次のとおりとする。

（1）ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務

（2）ごみの収集、運搬及び処分に関する事務

（3）一般廃棄物処理業の許可に関する事務（し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業の許可に関する事務を除く。）

2 前項の事務を処理する区域は、加入市町村の区域（藤崎町にあっては平成17年3月27日における藤崎町の区域を除いた区域に、青森市にあっては平成17年3月31日における青森市の区域を除いた区域に、平川市にあっては平成17年12月31日における尾上町の区域に限る。）とする。

（事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、青森県黒石市大字竹鼻字南野田62番地1号に置く。

第2章 組合の議会

（議会）

第5条 この組合に組合議会を置く。

2 議会の議員は、加入市町村の議会から選出された議員各2名をもってあてる。

（議員の任期及び補欠選挙）

第6条 組合の議会議員の任期は、加入市町村の議会議員の任期による。

2 欠員を生じたときは、その欠けるに至った市町村において速かに選任しなければならない。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長各1名を互選しなければならない。

第3章 組合の執行機関

（執行機関）

第8条 この組合に管理者1名、副管理者4名及び会計管理者1名を置く。

2 管理者及び副管理者の任期は、加入市町村長の任期とし、加入市町村長の互選による。

3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、その補助機関たる職員を監督し及び管理者に事故あるとき又は欠けたときは、予め管理者が定めた順位によりその職務を代理する。

5 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

（組合職員）

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

3 第1項の職員は、管理者が任免する。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員3名を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下「知識経験を有する者」という。）及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は2名とする。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 組合の経費

（組合の支弁）

第11条 この組合の経費は、法令により組合に属する収入、寄附金及び賦課金をもってこれにあてる。

- 2 賦課金については、組合議会においてこれを定め、組合を組織する市町村に賦課する。但し、設置費については加入市町村の長が協議の上決定する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

13 黒石地区清掃施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、黒石地区清掃施設組合が管理運営する廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）で受け入れる廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理対象物)

第2条 処理対象廃棄物は、法第2条第2項に規定する一般廃棄物とするが、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、処理施設の業務を困難にするおそれのあるもの

(一般廃棄物の搬入方法)

第3条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者（組合を構成する市町村を除く。）は、管理者の許可を受けなければならない。

(一般廃棄物の処分手数料)

第4条 前条の規定により許可を受けた者は、一般廃棄物の処分についての手数料（以下「処分手数料」という。）を前納しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 処分手数料の額は、搬入された一般廃棄物（資源ごみ（資源物として再生利用が可能なものをいう。）を除く。）10キログラムにつき100円として計算した額とする。この場合において、一般廃棄物の重量は、処理施設内に設置された計量器により計量した重量とする。
- 3 管理者は、災害その他特別な理由があると認めるときは、申請により処分手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業の許可)

第5条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業を除く。以下同じ。）を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(変更の許可)

第6条 前条の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該事業の範囲を変更しようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第7条 管理者は、前2条の許可をする場合において、必要な条件を付して許可証を交付するものとする。

- 2 許可業者は前項の許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに管理者に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し及び業務の停止命令)

第8条 管理者は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の一部若しくは全部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、許可業者として不適当と認める客観的かつ具体的な理由があるとき。

(許可等の手数料)

第9条 管理者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として徴収する。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可 1件につき4,000円
- (2) 一般廃棄物処理業の事業範囲変更の許可 1件につき4,000円
- (3) 許可証の再交付 1件につき500円

2 前項の手数料は、許可証の交付又は再交付の際に徴収する。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第10条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(黒石地区清掃施設組合廃棄物処理施設使用条例の廃止)

第2条 黒石地区清掃施設組合廃棄物処理施設使用条例(平成5年黒石地区清掃施設組合条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に組合の処理施設に搬入された一般廃棄物の処分手数料については、前項の規定による廃止前の黒石地区清掃施設組合廃棄物処理施設使用条例第4条第1項に規定する手数料の額による。

2 この条例の施行の日前に改正前の黒石地区清掃施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可は、この条例の施行の際に改正後の黒石地区清掃施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)第5条による許可とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により交付された許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までは、新条例第7条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成24年11月16日黒石地区清掃施設組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月26日黒石地区清掃施設組合条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日黒石地区清掃施設組合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に搬入された一般廃棄物に係る処分手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月8日黒石地区清掃施設組合条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

14 黒石地区清掃施設組合環境管理センター運営協議会設置条例

(設置の目的)

第1条 環境管理センター（以下「センター」という。）の各処理施設の正常な運転及び維持管理について調査及び審議するため、環境管理センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査及び協議する。

- (1) センターの適正な運転及び維持管理に関すること。
- (2) その他センター運営に伴う住民の良好な生活環境の保持に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから10名以内の委員をもって組織し、その委員は、管理者が委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 黒石地区清掃施設組合議会議員を代表する者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

- 2 定例会は、年一回とする。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、黒石地区清掃施設組合事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の黒石地区清掃施設組合環境管理センター運営協議会設置要綱第4条の規定に基づき委嘱された委員は、この条例により委嘱されたものとみなす。